

社会福祉法人長野県社会福祉協議会組織規程

(趣 旨)

第1条 この規程は定款に定めるもののほか、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 定款第41条に基づく協議会の事務局に、総務企画部、まちづくりボランティアセンター、相談事業部、福祉人材センター及びケアマネ研修情報センターを置き、各部には次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるグループを置く。

(1) 総務企画部

ア 総務グループ

イ 企画グループ

ウ 共済事業グループ

(2) まちづくりボランティアセンター

(3) 相談事業部

ア あんしん創造グループ

(4) 福祉人材センター

(5) ケアマネ研修情報センター

(所管事項)

第3条 所管事項は、別表のとおりとする。

(職、職名及び職務)

第4条 協議会に置く職員の職、職名及び職務は次のとおりとする。

職	職 名	職 務
一般職	事 務 局 長	事務局の業務の総括及び所属職員の指揮監督
	参 事	特命に関する業務及び重要事項の決定への参画
	部 (所) 長	部 (所) の業務の総括及び所属職員の指揮監督
	局 付	事務局の特定事務
	主 任 企 画 員	部長の職務遂行の補佐、特命に関する業務及び所属職員の指揮監督
	専 門 幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	企 画 員	グループの業務の総括及び所属職員の指揮監督
	部 付	部の特定事務
主 主 主 主	主 幹	高度の知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	主 査	複雑、困難な業務を行う職務
	主 任	困難な業務を行う職務
	主 事	一般的な業務を行う職務
	専門職	特 任 専 門 員
主 任 専 門 員		特定の専門業務を行う職務
専 門 員		特定の業務を行う職務

2 前項に規定するもののほか、交流研修により勤務する職員については、所属元の職名とする。

3 前2項に規定するもののほか、業務を処理するため、臨時的任用職員を置くことができる。

(任 免)

第5条 事務局長は、理事会の意見を聞いて会長が任免する。

2 事務局長を除く職員は会長が任免する。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和43年6月12日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和56年10月1日施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

(施行期日等)

この規程は、昭和63年12月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規程は、平成元年5月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成13年12月7日から施行する。

(施行期日等)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、離職者支援資金に関する改正規定は、平成14年3月26日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別 表) (第 3 条関係)

所管事項

1 総務企画部

総務グループ

- (1) 役員及び評議員に関する事項
- (2) 人事、労務及び経理に関する事項
- (3) 会員・会費に関する事項
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関する事項
- (5) 表彰及び弔慰に関する事項
- (6) 情報管理及び発信に関する事項
- (7) 民生委員、児童委員の活動促進及び互助共励事業に関する事項
- (8) 民生委員、児童委員の研修に関する事項

企画グループ

- (1) 社会福祉の総合企画及び広報に関する事項
- (2) 地域共生社会の推進に関する事項
- (3) 本会の災害対応の全体調整に関する事項
- (4) 社会福祉法人との連携・協働に関する事項
- (5) 災害福祉広域支援ネットワークに関する事項
- (6) 長野県生活支援・地域ささえあいセンター事業に関する事項

共済事業グループ

- (1) 民間社会福祉関係者等の各種共済に関する事項
- (2) 民間社会福祉施設の各種共済に関する事項
- (3) 民間社会福祉事業従事者の福利厚生に関する事項

2 まちづくりボランティアセンター

- (1) 社会福祉の調査研究に関する事項
- (2) 市町村社会福祉協議会との連絡調整、支援及び組織強化に関する事業
- (3) 地域福祉の推進に関する事項
- (4) 福祉教育の推進に関する事項
- (5) ボランティア・市民活動の振興に関する事項
- (6) 善意の受託及び配分に関する事項
- (7) 災害ボランティア及び防災福祉に関する事項

3 相談事業部

あんしん創造グループ

- (1) 日常生活自立支援事業に関する事項

- (2) 社会福祉の相談に関する事項
- (3) 生活困窮者の自立支援に関する事項
- (4) 生活福祉資金貸付事業に関する事項
- (5) 包括的な相談支援体制づくりに関する事項
- (6) 長野県あんしん創造ねつとに関する事項
- (7) 成年後見制度利用促進事業に関する事項

4 福祉人材センター

- (1) 福祉・介護サービス事業従事予定者の就職援助に関する事項
- (2) 福祉人材の確保に関わる調査研究、啓発及び連絡に関する事項
- (3) 福祉・介護サービス事業の経営相談に関する事項
- (4) 福祉・介護サービス事業従事者に関わる研修

5 ケアマネ研修情報センター

- (1) 介護支援専門員の試験に関する事項
- (2) 介護支援専門員の研修に関する事項
- (3) 介護サービス情報公表センターに関する事項